

# 雇用ニュース

2018年10月



障害者技能競技大会での競技実施風景（平成29年度） 写真提供：高齢・障害・求職者雇用支援機構  
※※※今年度は12月1日(土)に茨城県職業人材育成センターで開催※※※

◇◇ 雇用に関するご相談はハローワークへ！ ◇◇

## － おもな内容 －

- ・ 県内の雇用情勢 . . . . . 2
- ・ 庁舎移転のお知らせ（土浦労働基準監督署・ハローワーク土浦） . . . . . 3
- ・ 働き方改革関連法が成立しました  
正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます！ . . . 4～5
- ・ 第47回茨城県障害者技能競技大会（茨城アビリンピック）開催のお知らせ . . . . 6
- ・ ハローワーク便り . . . . . 7  
(障害者就職面接会(前期)、東海村合同就職面接・説明会)
- ・ 茨城県雇用関係主要指標 . . . . . 8

## 茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/>

# 平成30年8月 有効求人倍率 1.62倍

「雇用情勢は、着実に改善が進んでいます」

## 新規求人の動き

- ① 雇用形態別新規求人数 19,121人  
 前年同月比 0.8%増 4か月連続の増加  
 ・フルタイム 11,741人 前年同月比 3.2%増  
 ・パートタイム 7,380人 前年同月比 2.9%減

### ②主要産業別の増減

**増加**：運輸業、郵便業（前年同月比 21.0%増）、建設業（同 18.5%増）など

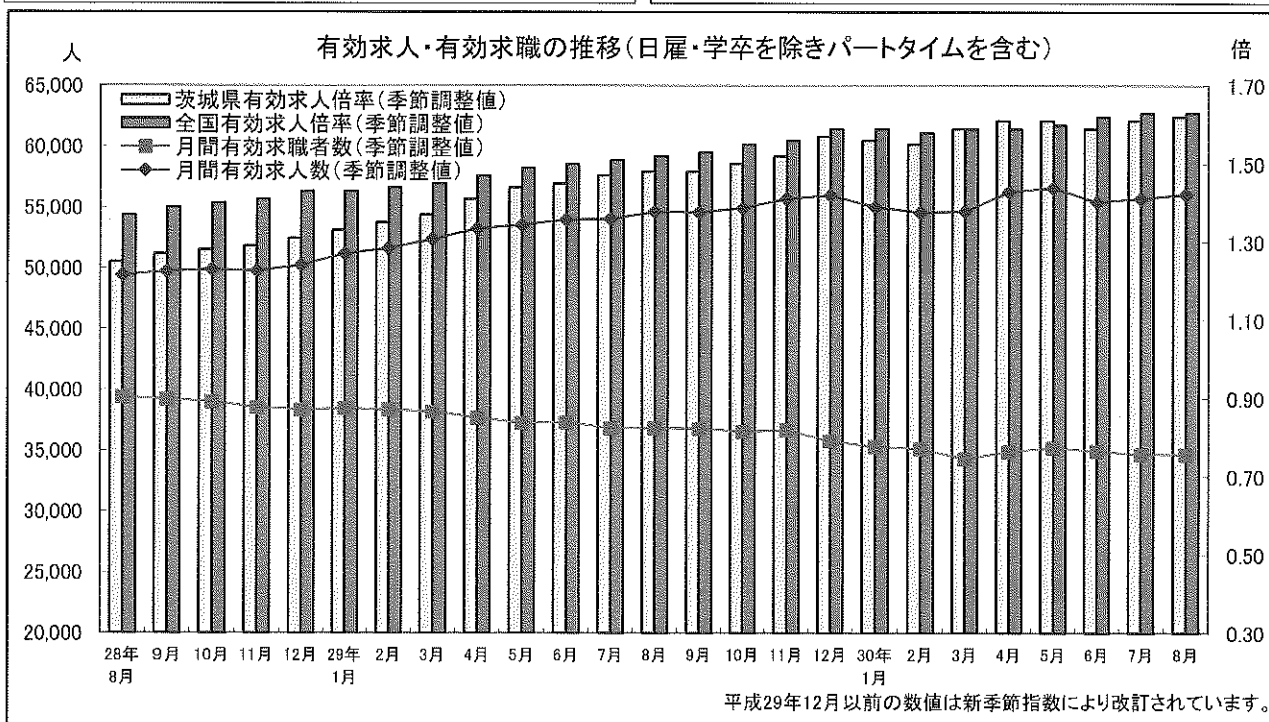
**減少**：生活関連サービス業、娯楽業（同 27.1%減）、情報通信業（同 16.1%減）、教育、学習支援業（同 13.6%減）など

## 新規求職の動き

- ① 雇用形態別新規求職者数 8,592人  
 前年同月比 1.6%減 2か月ぶりの減少  
 ・フルタイム 5,877人 前年同月比 0.7%減  
 ・パートタイム 2,715人 前年同月比 3.6%減

### ②年齢別の状況（常用求職者）

- ・34歳以下の若年者の申込状況  
2,853人 前年同月比 5.2%減
- ・60歳以上の高齢者の申込状況  
1,474人 前年同月比 2.9%減



## 雇用保険取扱状況

雇用保険受給資格決定件数	1,972件	前年同月比	1.4%減	2か月ぶりの減少
雇用保険受給者実人員	7,845人	前年同月比	6.7%減	59か月連続の減少
雇用保険被保険者				
資格取得者数	10,306件	前年同月比	5.1%増	2か月連続の増加
資格喪失者数	9,536件	前年同月比	5.6%増	2か月連続の増加
うち事業主都合離職者数	337件	前年同月比	2.1%増	2か月連続の増加

# 庁舎移転のお知らせ

## 土浦労働基準監督署・ハローワーク土浦

【土浦労働基準監督署】【ハローワーク土浦】の庁舎が移転します。  
移転後の庁舎所在地、業務開始日は次のとおりです。

庁舎所在地：土浦市中央1838 土浦労働総合庁舎  
1・2階 ハローワーク 4階 労働基準監督署

業務開始日：平成31年1月15日（火）予定

○電話・FAX番号に変更はありません。

### 【土浦労働基準監督署】

電話番号：029-821-5127

FAX番号：029-821-5128

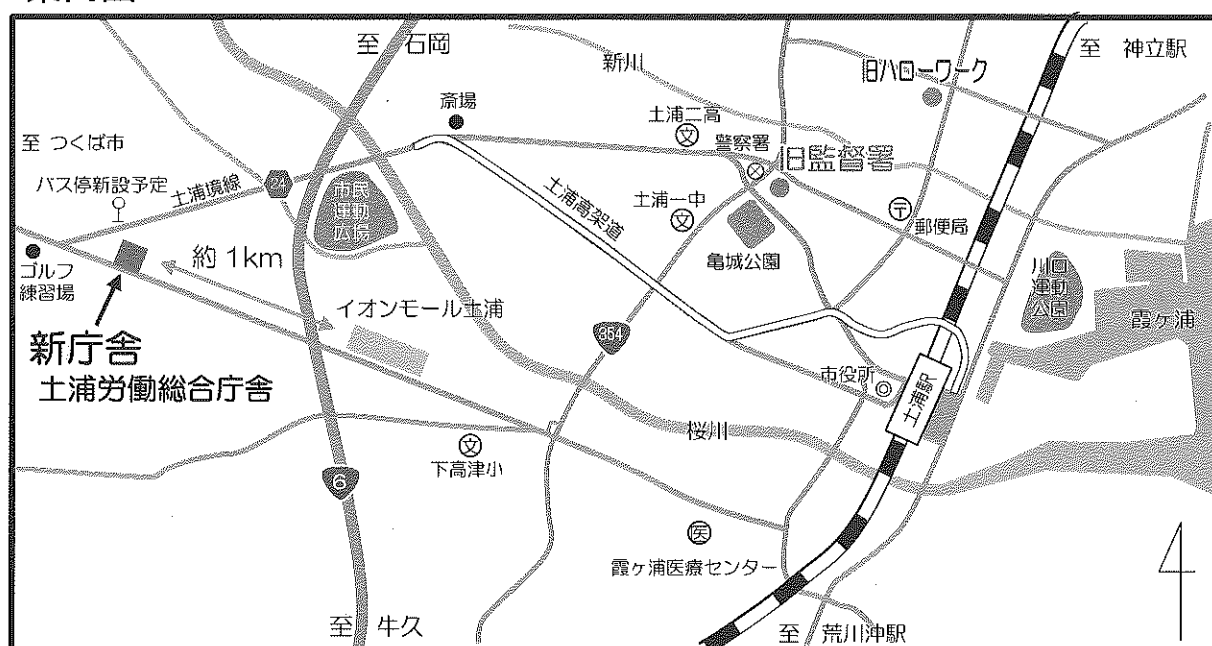
### 【ハローワーク土浦】

電話番号：029-822-5124

FAX番号：029-822-5294

※土浦わかものハローワーク、つくば市ふるさとハローワークは、所在地・電話番号ともに変更はありません。

### 案内図



茨城労働局・土浦労働基準監督署・土浦公共職業安定所（ハローワーク）

厚生労働省

# 働き方改革関連法が成立しました 正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の 不合理な待遇差が禁止されます！

2020年4月1日施行

(中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は、2021年4月1日)

非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者※1、派遣労働者）について、以下の①～③を統一的に整備します。

※1 パートタイム労働者だけでなく、有期雇用労働者も法の対象に含まれることになりました。  
法律の名称も、「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（いわゆる「パートタイム・有期雇用労働法」）に変わります。

## 改正の概要

### ① 不合理な待遇差をなくすための規定の整備

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに、不合理な待遇差を設けることが禁止されます。  
ガイドライン※2を策定し、どのような待遇差が不合理に当たるかを明確に示します。

※2 いかなる待遇差が不合理であり、いかなる待遇差は不合理なものでないかを示した「同一労働同一賃金ガイドライン案」が2016年12月に策定されており、今後、確定する予定です。  
(詳しくはこちら) <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190591.html>



**均衡待遇規定**  
(不合理な待遇差の禁止)



下記3点の違いを考慮した上で、不合理な待遇差を禁止します  
①職務内容※3、②職務内容・配置の変更の範囲、③その他の事情

**均等待遇規定**  
(差別的取扱いの禁止)



下記2点と同じ場合、差別的取扱いを禁止します  
①職務内容※3、②職務内容・配置の変更の範囲  
※3 職務の内容とは、業務の内容+責任の程度をいいます。

派遣労働者については、下記のいずれかを確保することを義務化します。

(1) 派遣先の労働者との均等・均衡待遇

(2) 一定の要件を満たす労使協定による待遇

★併せて、派遣先になろうとする事業主に対し、派遣先労働者の待遇に関する派遣元への情報提供義務を新設します。

【改正前→改正後】 ○：規定あり △：配慮規定 ×：規定なし ◎：規定の解釈の明確化

	パート	有期	派遣
均衡待遇規定	○ → ◎	○ → ◎	△ → ◎+労使協定
均等待遇規定	○ → ○	× → ○	× → ◎+労使協定
ガイドライン	× → ○	× → ○	× → ○



厚生労働省・茨城労働局

## ② 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

非正規雇用労働者は、「正社員との待遇差の内容や理由」など、自身の待遇について説明を求めることができるようになります。  
事業主は、非正規雇用労働者から求めがあった場合は、説明をしなければなりません。

【改正前→改正後】 ○：説明義務の規定あり ×：説明義務の規定なし

	パート	有期	派遣
待遇内容※4（雇い入れ時）	○ → ○	× → ○	○ → ○
待遇決定に際しての考慮事項（求めがあった場合）	○ → ○	× → ○	○ → ○
待遇差の内容・理由（求めがあった場合）	× → ○	× → ○	× → ○

※4 賃金、福利厚生、教育訓練など

## ③ 行政による事業主への助言・指導等や

### 裁判外紛争解決手続(行政ADR)※5の規定の整備

※5 事業主と労働者との間の紛争を、裁判をせずに解決する手続きのことをいいます。

都道府県労働局において、無料・非公開の紛争解決手続きを行います。  
「均衡待遇」や「待遇差の内容・理由」に関する説明についても、行政ADRの対象となります。

【改正前→改正後】 ○：規定あり △：部分的に規定あり（均衡待遇は対象外） ×：規定なし

	パート	有期	派遣
行政による助言・指導等	○ → ○	× → ○	○ → ○
行政ADR	△ → ○	× → ○	× → ○

○ 関係する省令等の具体的な内容は、今後、労働政策審議会の審議を経て定められる予定です。

### 問い合わせ先

#### ■ パートタイム・有期雇用労働法に関するお問い合わせ

茨城労働局雇用環境・均等室 (TEL) 029-277-8295

水戸市宮町1丁目8番31号 茨城労働総合庁舎6階

#### ■ 労働者派遣法の改正に関するお問い合わせ

茨城労働局職業安定部需給調整事業室 (TEL) 029-224-6239

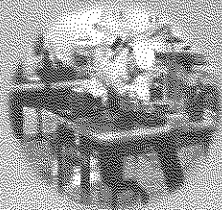
水戸市宮町1丁目8番31号 茨城労働総合庁舎7階

#### ■ 具体的な労務管理の手法に関するお問い合わせ

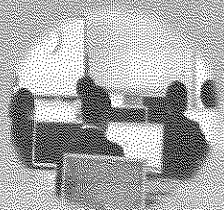
茨城働き方改革推進支援センター (TEL) 0120-971-728

水戸市桜川2丁目2番35号 茨城県産業会館2階

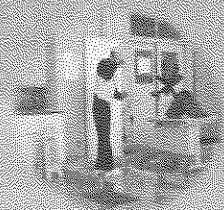
# 第47回茨城県障害者技能競技大会 (茨城アビリンピック) 開催のお知らせ



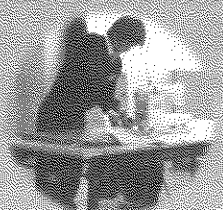
電子機器組立



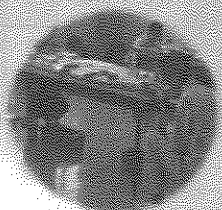
ワード・プロセッサ



ビルクリーニング



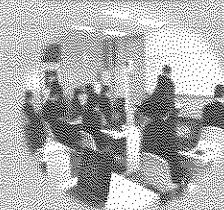
縫製



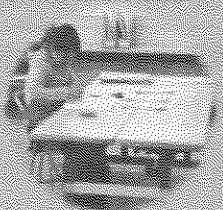
木工



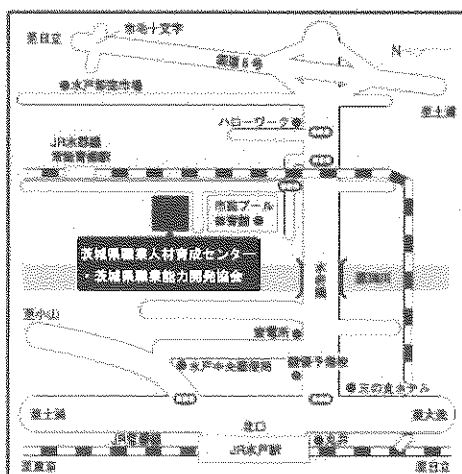
喫茶サービス



パソコンデータ入力



オフィスアシスタント



JR 常磐線 水戸駅より 徒歩 20分  
JR 水郡線 常陸青柳駅より 徒歩 6分

**茨城県職業人材育成センター**  
水戸市水府町864-4

平成 30 年

**12月1日** 土

9:00~15:10

**見学者大歓迎!**

**入場無料! 事前申込不要!**

障害者雇用をお考えの企業の皆様へ!

競技風景を通して、障害者の持つ高い技能と職業能力の可能性を、間近でご覧いただけます。  
人材獲得・戦力化への検討に向けて、ぜひご来場ください!

## ★アビリンピックは…

アビリンピックは、障害のある方々が日頃職場などで培った技能を競う大会です。障害のある方々の職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々に障害のある方々に対する理解と認識を深めてもらい、その雇用の促進を図ることを目的として開催しています。

## お問い合わせ先

(独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構 茨城支部 高年齢・障害者業務課  
住所：茨城県水戸市城南 1-4-7 第5プリンスビル5階  
電話番号：029-300-1215 FAX：029-300-1217

## ●ハローワーク便り●

### 「障害者就職面接会」(前期)を開催しました！

茨城労働局及び県内各ハローワークは、茨城県と共催により今年度も「障害者就職面接会」(前期)を9月19日から27日にかけて県内5会場で開催しました。面接会には237社の企業と623人の障害者の方(いずれも延べ数)が参加するなど、企業の障害者雇用に対する理解と障害者の方の就職意欲の高まりが感じられた面接会となりました。



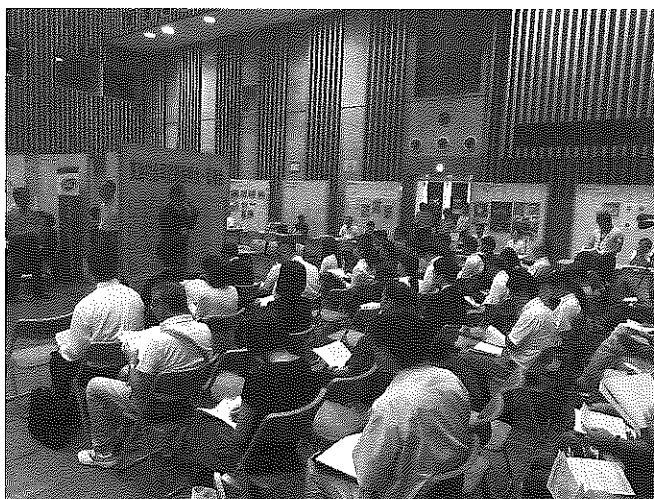
県南会場の様子(9月26日)

平成30年4月1日から障害者の法定雇用率が引き上げ(民間企業:2.0%⇒2.2%)られました。茨城労働局及びハローワークでは、茨城県と共同で法定雇用率未達成企業に対し、障害者雇用促進法の遵守、障害者雇用促進に関する相談等の継続的な指導・援助を行っています。障害者の雇用に関するご相談は、最寄りのハローワークにて常時お受けしておりますのでお気軽にお問い合わせください。

### 「東海村合同就職面接・説明会」を開催しました！

ハローワーク水戸は、9月6日(木)、東海村、東海村商工会及び原子力人材育成・確保協議会と共催で、「東海村合同就職面接・説明会」を東海村産業・情報プラザ「アイヴィル」にて開催しました。

この就職面接・説明会は、東海村と茨城労働局との雇用対策協定に基づく事業で、東海村に所在する若しくは就業場所がある27社、求職者は50名が参加しました。各事業所の面接ブースでは、丁寧に会社説明を行う人事担当者や熱心に自己アピールする求職者の姿がみられました。



#### － 雇用ニュースクイズ！ －

2018年8月の茨城県の雇用情勢判断は、下のうち、どれでしょう？

- ① 改善の動きが弱まっている
- ② 改善の動きが見られる
- ③ 着実に改善が進んでいる

答えは、P8に掲載しています。

## 茨城県雇用関係主要指標

項目 年・月	新規求人数			新規求職申込件数			月間有効(月平均)		就職件数 全数	雇用保険 受給者 実人員 (基本手当分)
	全数	うち 2次産業	うち 3次産業	全数	うち 若年者	うち 高齢者	求人全数	求職全数		
27年度月平均	17,174	3,476	13,550	10,532	3,706	1,743	47,401	40,969	3,474	8,478
28年度月平均	18,066	3,686	14,218	9,841	3,329	1,695	50,009	39,075	3,304	7,934
29年度月平均	19,542	4,219	15,140	9,141	2,979	1,684	54,694	36,467	3,134	7,277
29年4月	19,578	3,973	15,475	11,756	3,621	2,747	53,675	40,562	3,660	6,466
5	17,794	3,795	13,809	10,109	3,250	1,913	51,853	40,014	3,393	7,664
6	18,409	4,072	14,138	9,416	3,167	1,599	52,295	39,053	3,457	7,677
7	19,290	4,229	14,926	8,187	2,739	1,486	52,056	37,228	2,934	7,729
8	18,975	4,117	14,702	8,735	3,009	1,518	53,334	36,635	2,783	8,412
9	19,563	4,618	14,687	9,606	3,180	1,569	55,070	37,064	3,317	7,833
10	22,114	4,509	17,416	8,983	2,966	1,632	56,511	37,114	3,247	7,811
11	18,169	3,940	14,038	8,026	2,704	1,384	56,178	35,628	2,914	7,401
12	18,009	4,057	13,794	6,427	2,078	1,141	54,649	32,068	2,628	6,934
30年1月	21,121	4,328	16,605	9,115	2,894	1,652	54,538	32,333	2,319	6,849
2	20,281	4,466	15,607	9,607	2,966	1,710	56,894	33,974	2,933	6,345
3	21,205	4,518	16,488	9,727	3,174	1,852	59,274	35,934	4,024	6,197
30年4月	19,495	3,959	15,295	11,586	3,330	2,976	56,739	37,482	3,365	5,845
5	18,131	4,259	13,656	10,004	3,140	2,054	55,077	37,878	3,281	7,365
6	19,093	4,254	14,693	8,509	2,678	1,663	53,289	36,452	3,157	7,093
7	20,088	3,989	15,954	8,437	2,712	1,619	54,102	35,226	2,859	7,575
8	19,121	4,398	14,469	8,592	2,853	1,474	55,104	34,591	2,700	7,845

項目 年・月	求人倍率(季調値)(倍)				前年同月比増減率(%)								全 国 完全失業者	
	新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員		実数 (万人)	失業率 (季調値) %
	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国		
27年度月平均	1.62	1.86	1.16	1.23	1.0	3.5	▲ 4.9	▲ 4.8	▲ 5.5	▲ 5.5	▲ 5.2	▲ 7.6	218	3.3
28年度月平均	1.84	2.08	1.28	1.39	5.2	5.3	▲ 6.6	▲ 5.9	▲ 4.9	▲ 5.0	▲ 6.4	▲ 8.0	203	3.0
29年度月平均	2.14	2.29	1.50	1.54	8.2	4.8	▲ 7.1	▲ 4.7	▲ 5.1	▲ 4.5	▲ 8.3	▲ 5.6	183	2.7
29年4月	2.06	2.17	1.41	1.47	12.2	3.2	▲ 7.0	▲ 4.5	▲ 0.2	▲ 4.6	▲ 12.4	▲ 8.5	197	2.8
5	2.05	2.28	1.44	1.49	7.8	6.9	▲ 3.4	▲ 2.9	▲ 2.4	▲ 1.2	▲ 10.0	▲ 3.7	210	3.0
6	2.04	2.24	1.45	1.50	9.3	6.3	▲ 5.3	▲ 5.1	▲ 1.2	▲ 4.2	▲ 13.5	▲ 7.8	192	2.8
7	2.13	2.26	1.47	1.51	8.5	3.5	▲ 9.6	▲ 5.1	▲ 3.5	▲ 4.1	▲ 9.7	▲ 6.5	191	2.8
8	2.02	2.22	1.48	1.52	9.1	6.3	▲ 5.3	▲ 2.3	▲ 5.8	▲ 4.4	▲ 9.3	▲ 6.8	189	2.8
9	2.05	2.27	1.48	1.53	6.0	5.6	▲ 5.7	▲ 4.0	▲ 2.8	▲ 3.3	▲ 9.9	▲ 6.9	190	2.8
10	2.31	2.35	1.50	1.55	16.4	7.1	▲ 9.3	▲ 3.3	▲ 4.0	▲ 1.6	▲ 1.6	▲ 2.6	181	2.8
11	2.09	2.34	1.52	1.56	5.9	5.5	▲ 1.1	▲ 4.1	▲ 4.6	▲ 4.7	▲ 5.5	▲ 3.3	178	2.7
12	2.17	2.38	1.57	1.59	13.8	9.6	▲ 6.1	▲ 3.2	▲ 3.1	▲ 2.2	▲ 4.6	▲ 4.7	174	2.7
30年1月	2.26	2.34	1.56	1.59	▲ 1.1	2.3	▲ 12.7	▲ 7.1	▲ 13.1	▲ 6.8	▲ 3.0	▲ 4.1	159	2.4
2	2.09	2.30	1.55	1.58	▲ 0.1	0.2	▲ 7.5	▲ 7.3	▲ 9.4	▲ 8.6	▲ 7.8	▲ 5.4	166	2.5
3	2.43	2.41	1.59	1.59	13.2	3.1	▲ 10.7	▲ 6.5	▲ 11.6	▲ 8.0	▲ 10.5	▲ 6.5	173	2.5
30年4月	2.11	2.37	1.61	1.59	▲ 0.4	4.6	▲ 1.4	▲ 1.9	▲ 8.1	▲ 4.0	▲ 9.6	▲ 3.5	180	2.5
5	2.09	2.34	1.61	1.60	1.9	5.5	▲ 1.0	▲ 1.3	▲ 3.3	▲ 2.0	▲ 3.9	▲ 0.9	158	2.2
6	2.36	2.47	1.59	1.62	3.7	0.2	▲ 9.6	▲ 9.3	▲ 8.7	▲ 9.4	▲ 7.6	▲ 5.2	168	2.4
7	2.16	2.42	1.61	1.63	4.1	3.7	3.1	▲ 2.4	▲ 2.6	▲ 4.5	▲ 2.0	▲ 0.3	172	2.5
8	2.04	2.34	1.62	1.63	0.8	3.4	▲ 1.6	▲ 4.9	▲ 3.0	▲ 6.3	▲ 6.7	▲ 2.3	170	2.4

- (注) 1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。  
 2. 新規求職申込件数の「うち若年者」とは34歳以下の者、「うち高齢者」とは60歳以上の者で、パートを含む常用。  
 3. ▲印は減少を示す。  
 4. 求人倍率と全国完全失業者については月平均。  
 5. 平成29年12月以前の季調値は季節調整値替えにより改訂されている。

### － 雇用ニュースクイズの答え －

#### ③ 着実に改善が進んでいる

雇用情勢判断には17のランクがあって、「着実に改善が進んでいる」というのは、その中で一番良い判断です。